

富山大学大学院総合医薬学研究科修士課程学位論文評価基準

令和4年3月31日制定

(審査体制)

1. 論文審査委員は、3人又は4人とする。

(審査方法)

1. 学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文の審査申請を行う。
2. 学位論文の審査申請を行った者は、公開の場において学位論文を発表する。
3. 学位論文発表後、論文審査委員による学位論文審査及び学位論文に関連する分野について試験を行う。

(評価項目)

1. 医科学/薬科学/看護科学において意義のある研究目的が適切に設定されていること。
2. 研究目的を達成するための適切な研究方法が用いられていること。
3. 当該・関連分野への貢献が期待できる研究内容であること。
4. 公開発表会において、発表の内容や質疑応答の回答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて修士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。